

埼玉県大里地区福祉有償運送市町共同運営協議会 運営指針細則

平成 19 年 3 月 2 日

埼玉県大里地区福祉有償運送市町共同運営協議会
会長 清水 海隆

I. 本細則の目的

本細則は、埼玉県大里地区福祉有償運送市町共同運営協議会運営指針に基づき、大里地区市町を発地又は着地とする福祉有償運送の適正かつ円滑な実施を図るため、必要な事務手続並びに登録申請者又は福祉有償運送者又はみなし福祉有償運送者(以下「登録申請者等」という。)及び大里地区市町及び運営業議会の役割を定めるものとする。

II. 具体的な事務手続

1. 事前調整

登録申請者は、登録の申請(有効期間の更新の登録及び変更登録を含む。)を行おうとするときは、主たる事務所の所在地である大里地区市町に登録の申請に係る相談を行った上で、運輸支局長に提出する全ての書類及び協議に必要な資料の写し(以下「登録申請書等」という。)を提出するものとする。

主たる事務所の所在地である大里地区市町は、登録申請者から提出された登録申請書等について、不備がないか審査するものとする。

ただし、主たる事務所の所在地が大里地区市町以外の場合は、登録申請者の主たる事務所の所在地である市町村が主宰する運営協議会の協議が調っていることを条件として、利用会員が最も多く在住する大里地区市町で、事前調整を行うものとする。

2. 登録申請書等の提出

登録申請者は、事前調整を経た登録申請書等を、利用会員が在住する大里地区市町に提出するものとする。

3. 協議依頼

事前調整を行った、主たる事務所の所在地である大里地区市町又は利用会員が最も多く在住する大里地区市町(以下「主たる事務所の所在地である大里地区市町等」という。)は、事前調整を経た登録申請書等について、運営協議会で協議を

行うことを決定するとともに、運営協議会の庶務を掌る大里地区市町の担当課(以下「事務局」という。)に対して、登録申請書等を提出するものとする。

4. 運営協議会での協議

運営協議会では、主たる事務所の所在地である大里地区市町等から、登録の申請に先立ち必要とされる協議の依頼があった場合は、提出された登録申請書等に基づき協議を行う。

協議が調った場合は、登録申請者に対してその旨を証する書類を交付するものとする。

5. 登録の報告

登録申請者は、国土交通大臣の実施する登録を受けた場合は、速やかに、登録申請書等及び自家用有償旅客運送者登録証の写しを、利用会員が在住する大里地区市町及び事務局へ提出するものとする。

また、事務局は、次の運営協議会においてその旨を報告するものとする。

6. 福祉有償運送の運営状況に係る定期的な報告等

福祉有償運送者は、四半期毎ごとにその翌月末までに、福祉有償運送の運営状況に係る定期的な報告を事務局へ提出するものとする。

また、軽微な事項の変更をしたときは、その日から 30 日以内に、運輸支局長に登録事項変更届出書を提出するとともに、登録事項変更届出書の写しを利用会員が在住する大里地区市町及び事務局へ提出するものとする。

また、福祉有償運送自動車が転覆し、火災を起こし、死者又は重傷者を生じるなど重大な事故を引き起こしたときは、その日から 30 日以内に、運輸支局長に自動車事故報告書を提出するとともに、自動車事故報告書の写しを利用会員が在住する大里地区市町及び事務局へ提出するものとする。

事務局は、福祉有償運送者に、必要に応じて対応等について指示を行い、次の運営協議会においてその旨を報告するものとする。

III. その他

会長は、運営協議会の円滑な運営のため、本細則に定める事項に変更の必要が生じたときは、運営協議会の協議を経て、変更を行うことができるものとする。

附則

(施行期日)

1. この細則は、平成 19 年 3 月 2 日から適用する。

(登録申請者等の主たる事務所の所在地が大里地区市町以外の場合の特別措置)

2. 登録申請者等の主たる事務所の所在地が大里地区市町以外であり、かつ本運営協議会の開催予定が未定の場合は、登録申請者の主たる事務所の所在地である市町村が主宰する運営協議会の協議が調っていることを条件として、会長がその議決すべき事項についてこれを専決処分することができるものとする。

協議が調った場合は、登録申請者に対してその旨を証する書類を交付するものとする。

なお、会長は、専決処分をしたときは、直近の運営協議会においてその旨を報告するものとする。

(用語の整理)

3. 用語

【事務局】:運営協議会を主宰する熊谷市・深谷市・寄居町長の代表者の下に置かれる運営協議会の庶務を掌る担当課。